総合特別区域の進捗に係る事後評価［グリーン・イノベーション分野］

平成28年度

正

準

栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区

［指定：平成23年12月、認定：平成24年11月］

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　（1.0＋2.0）／2＝1.5　**1.5**

ⅰ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量	0%	1
2	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額	0%	1
3	小水力発電事業の推進	22%	1

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×0＋4×0＋3×0＋2×0＋1×3）／3＝1.0　**1.0**

※1）1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

平成26年7月16日から、県南の一部地域を除く栃木県全域を対象として、東京電力パワーグリッド㈱による発電設備の系統連系制約（出力50kW以上）が続いており、事業実施計画及びスケジュールに大きな影響を与えている。

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**2.0**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（3.5＋2.0＋2.8）／3＝2.8　**2.8**

ⅰ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
（事項）
・水利権協議の簡素化（包括的な水利権取得）
（概要）
・先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業の実施に向けて、小水力発電導入促進モデル事業による2基の小水力発電施設を同一水路に平成25年2月に設置して実証試験を開始したが、1本の発電用水利使用許可申請で行った。
（規制所管府省（国土交通省）の評価（参考意見））
・特になし

専門家による評価の平均値　**3.5**

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**2.0**

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　**2.8**

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　2.3

・外部要因による制約が生じていることはわかるが、それも含めて事業を前に進めるための取組みを行う必要があり、適当であると認めるには不十分である。
・特定水力発電事業に向けての水利権協議等、計画認定当初は意欲的な活動が見られたものの、具体的な事業検討に向けて真剣な取り組みを期待したい。
・5年間で発電施設の整備が１件も無いことは、電力会社による系統連携制約だけが原因とは考えにくく、当初の事業検討段階において検討不足の点があったのではないかと危惧される。
・発電効率や維持管理に大きな影響を及ぼすと考えられている水路のごみ対策について、除塵設備の改良、製品化にどの程度見通しが立っているのか、取り組みの進捗や方向性に不明な点が残る。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　2.3

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算 (1.5＋2.8＋2.3×2)／4＝2.2

2.2

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。